

動薬協会発 133 号
令和 7 年 12 月 10 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、以下及び別紙のとおり、動物衛生課長通知（7 消安第 4318 号）がありましたので、お知らせします。

本年 9 月 29 日に飼養衛生管理基準が一部改正され、新たに公布されたところです。

それに伴い飼養衛生管理基準遵守指導の手引きが一部改正され、12 月 9 日付で施行となりましたのでお知らせします。

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きは、都道府県の指導用として作成しておりますが、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断についても記載しておりますので、関係団体の皆様におかれましては会員への周知をぜひよろしくお願ひいたします。